

## 区長

本日はお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。

令和8年度当初予算案について、ご覧のテーマでご説明させていただきます。

まず、令和8年度 当初予算案の概要です。予算編成方針の基本的な考え方について、3点述べさせていただきます。

1点目は、区民のいのちと暮らしを守るための取組に、予算を重点的に計上したことです。防災・減災対策を推進し、区民のいのちや大切な財産を守ることは、区政の最重要課題の一つです。そのため、危険性の高い地域での出火防止対策や初期消火体制の強化に加え、震災救援所の備蓄品の充実や環境改善など、各取組を推進するための予算を確実に計上しました。また、昨年9月に発生した擁壁倒壊事故を受け、課題のある擁壁の早期解消に全力を挙げて取り組むほか、産業振興や福祉、まちづくりの各分野においても、区民の暮らしの安全・安心を確保する視点から必要な予算の反映に努めました。

2点目は、総合計画・実行計画等の取組に要する経費を確実に予算に計上したことです。令和8年度は、第二次実行計画の最終年であり、総合計画の前半最後の年に当たる重要な1年となります。基本構想に掲げる将来像「みどり豊かな住まいのみやこ」の実現に向けたあゆみを確かなものとするため、計画を着実に推進するための経費を予算に計上しました。

3点目は、先行き不透明な社会経済状況の中においても、将来にわたって区民福祉の向上を図るため、財政の健全性の確保に努めたことです。将来の行政課題に対しても適時適切に対応していくため、可能な限りの歳出削減や歳入確保に努めました。また、現下の金利状況と今年度の基金積み立ての状況を踏まえ、財政計画上見込んでいた区債発行を一部見送るなど、基金と区債をバランス良く活用した予算編成としたところです。

以上の考えに基づき編成した一般会計の歳出予算規模は、2,535億2,800万円、前年度と比較して79億2,500万円の増となっております。主な要因は、保育関連経費や障害福祉サービスをはじめとする社会保障費や職員人件費が増加しているほか、児童相談所の開設に伴う経費が純増となってございます。その他、特別会計の予算規模や区債発行額、基金残高などは、区政経営計画書でご確認ください。

では、ここからは、主な取組についてご説明させていただきます。令和8年度の「基本構想に掲げる8つの分野における主な取組」は全部で53ございますが、その中から、私の言葉で直接ご紹介したい主な取組を4つの視点からお伝えします。

はじめに、区民の皆さまが、心も身体も健やかに、そして多様な文化や価値観を尊重し合い、地域とのつながりを感じながら暮らしていける社会を目指して5つの取組についてご紹介いたします。

一つ目は、平和への想いを世代を超えてつなぐための取組です。

昨年は、戦後 80 年という節目の年でしたが、今なお世界各地で戦火が絶えず、多くの方が犠牲となる中で、改めて平和の大切さを痛感した一年でした。杉並区は、原水爆禁止署名運動発祥の地として、区民一人ひとりが声を上げ行動する、住民自治の精神が根付いたまちであり、この住民自治の精神は杉並区の大切な財産といえます。一方で、戦争を知らない世代が増える中、その悲惨さや記憶を、次の世代へどのように伝えていくのかは、大きな課題となっています。さらに、平和を考えるうえでの課題はこれだけでなく、私たちが暮らす社会には、貧困や差別といった、形の違う「平和ではない」状態も存在しています。だからこそ、将来世代を担う若者世代とともに、今起きている現実や杉並の将来に関わる課題を、自分事として受け止め、共に考え、議論していくことが大切です。

そこで、令和 10 年に、「杉並区平和都市宣言」から 40 年という節目を迎えることを見据え、これまでの取組を振り返りながら、まずは、今後の杉並区における平和事業のあり方などについて、区民の皆さんと共に考える区民懇談会を設置することとしました。将来世代を担う若者も含めた多様なメンバーの意見などをもとに、今後の取組を検討してまいります。

続いて、多文化共生基本方針の具体的な取組についてです。

区は、令和 7 年 1 月に「多文化共生基本方針」を策定し、すべての区民が人権を尊重し、互いの文化を認め合い、安心して暮らせる地域づくりに取り組んでまいりました。令和 8 年度は、この基本方針に基づく具体的な取組として、9 月から、日本語の学習支援や生活相談、地域との交流を一体的に行う「多文化共生拠点事業」を開始します。あわせて、共に多文化共生を進める「多文化共生キーパーソン」を育成し、行政と地域、そして外国人の方々との顔の見える関係づくりを大切にした取組を進めてまいります。

続いて、介護保険事業の円滑な運営に向けた臨時的及び中長期的な取組についてです。

全国的に介護人材不足が大きな問題となっています。その要因の 1 つに全産業と比較して介護分野の給与水準が低いことが指摘されており、2024 年のデータでは月平均 8.3 万円の差が生じているとのことです。国も総合経済対策や介護報酬の前倒し改定に取り組んでいますが、区民に必要な介護サービスを提供するためには、介護人材の確保・定着が欠かせないことから、区としても、主体的に取り組む必要があると考えています。そこで、令和 7 年度に実施した「介護サービス事業所等実態調査」の結果等を踏まえ、「介護職員・介護支援専門員居住支援補助」として、都の居住支援特別手当で加算対象外となっている勤続 6 年以上の介護職員と全ての介護支援専門員に、1 人当たり月額 1 万円及び社会保険料相当分を、臨時的措置として補助します。また、

これらの介護人材の採用活動に必要な経費を、1事業所当たり 20 万円を上限に補助し、確保・定着を支援してまいります。

次に、要支援 1・2 等の高齢者を対象とする総合事業の名称を「人生 100 年いきいきプロジェクト」と称して、2040 年問題を見据えた中長期的な取組として、段階的に充実を図り、要支援高齢者等の健康維持・増進と、介護度の中重度化に歯止めをかけ、介護給付費の抑制等につながるようチャレンジしてまいります。具体的には、「杉並・げんき応援プログラム」により、介護予防に主体的に取り組む意識付けを図り、一人ひとりの状況に応じた活動への参加を促してまいります。

その活動のすそ野を広げる取組として、3 カ所のゆうゆう館で、「ゆうゆう GO！」という、運動・レクリエーション活動等を行うモデル事業を開始します。なお、これらの実施状況を検証しながら、令和 9 年度以降の総合事業の更なる充実を図り、杉並の元気を一層広げていくこととしております。

続いて、障害者の社会参加等を支える体制の充実についてです。

移動支援事業の要件等の見直しでは、身体障害について利用者の対象範囲を広げるとともに、就労継続支援事業所への通所利用について、年齢や身体の状況に応じた柔軟な利用要件とすることで、必要とする方が、さらに利用しやすいよう改善してまいります。また、ガイドヘルパーの担い手不足を解消するため、移動支援事業のサービス単価を国の水準まで引き上げるとともに、契約の要件を緩和し、事業者が参入しやすいよう見直しを行ってまいります。

さらに、障害福祉サービス事業所への人材確保支援策として、資格をお持ちでない方が働きながら資格を取得することができるよう、養成研修などの受講料について、助成対象を拡大してまいります。

このほか、未経験者をガイドヘルパーとして雇用し、正規採用に至るまでの人件費等の助成について、都の補助対象に加え、区独自に移動支援・同行援護サービス等を加えることで、すべての訪問系障害者福祉サービス事業所を支援してまいります。

続いて、区民の皆さまが生涯にわたり心身共に健康で文化的な生活を営む上で不可欠なスポーツや運動に親しむことができるスポーツ施設の整備についてです。

令和 8 年 10 月に「下高井戸おおぞら公園スポーツコート」を開設します。サッカー、ラグビーなど多様な種目が実施可能となることに加え、この施設の管理棟は、区内公共施設で初めてとなるフル ZEB 化を実現してまいります。

また、旧杉並中継所の跡地を活用したアーバンスポーツが楽しめる新たな運動施設の整備に向けて、令和 11 年度の開設を目指し、設計に着手してまいります。旧杉並中継所は、長きにわたり跡地の活用が課題となっていたものですが、区民の皆さまとの議論や意見交換を重ね、丁寧に検討を進めた結果、昨年、将来像をお示しすることができました。災害時には防災拠点として活用し、平時にはスケートボードなど、アーバンスポーツを安全に楽しめる環境を整え、子どもから大人まで、多様なスポーツ

や運動に親しめるよう、施設整備を進めてまいります。

このほか、令和7年度に導入した区民の主体的な健康づくりを応援する「健幸アプリ」や、経済的な理由や時間の制約から、受診を控えてしまいがちな女性に向けて、ライフステージに応じた健康の悩みを気軽に相談できるオンライン相談の充実を図るほか、杉並区ジェンダー平等に関する審議会の答申を踏まえた検討等に取り組んでまいります。

次に、「子ども・学び」に関する取組についてご紹介します。

はじめに、区立児童相談所の開設についてです。

「杉並の子どもは、杉並で守る。」という強い決意のもと、これまで準備を進めてきましたが、今年11月、いよいよ区立児童相談所が開設します。これまで、他自治体の児童相談所への職員派遣研修などにより、計画的に人材の育成・確保を進めるなど、着実に体制整備を進めてきたところです。子どもの最善の利益が優先されるよう、児童相談所が持つ専門的な知識や技術を要する相談、一時保護等の法的権限を伴う業務等を実施してまいります。

次に、「すべての子どもが家庭や学校以外に、歩いて15分以内に安心して楽しく過ごせる場所がある」ということを目指した「子どもの居場所づくり基本方針」に基づく取組についてです。

区では、区内7カ所に、中学生や高校生が考えた「こんな児童館だったら使いやすい」という思いを詰め込んだ、中・高校生機能優先児童館を整備する計画です。旧若杉小学校跡地に移転改築する上荻児童館を、荻窪地域の当該児童館に位置付け、令和13年度からの運営開始に向けて設計に着手してまいります。

また、学童クラブについては、需要の増加が引き続いているため、待機児童対策は重要な課題です。令和8年度は5つの学童クラブで受入枠を拡大するとともに、区有施設のほか、新たに民間施設を活用した区立学童クラブの整備を進めてまいります。

このほか、障害児の中学生以降の放課後等の居場所として、スポーツや文化活動等の多様な体験ができる場を確保するモデル事業を開始します。

続いて、教員が本来の業務である学習指導等に集中し、質の高い教育を持続発展させていくための学校運営を支える環境づくりについてです。

まず、複雑化・多様化した学校の諸問題への支援を行うため、新たに学校問題対応専任弁護士を配置し、法律に基づく専門的な支援を強化します。

また、区立学校等で子どもたちが怪我をした場合に、子どもの安全確保を最優先に、先生方が救急車の要請をためらうことなく判断できるよう、救急車で医療機関に搬送された際に保護者が負担することとなる選定療養費について、23区で初めて補助制度を創設いたします。

さらに、少子化の進行などに伴い活動の継続が難しくなっている部活動については、令和7年度に1校でモデル実施した、地域主体の学校支援本部によるスポーツ・文化芸術活動の取組を、さらに他の10校に広げ、地域展開を進めてまいります。

続いて、多様なニーズに応じたきめ細かな教育についてです。

特別な支援を必要とする児童・生徒の増加や、不登校及びその傾向のある児童・生徒への更なる支援が必要です。支援の担い手である通常学級支援員や特別支援学級等の介助員を増員します。地域全体で子どもを支援していくため、児童・生徒と必要な関係機関をつなぐスクールソーシャルワーカーの統括者を教育委員会事務局に配置し、教育相談体制の充実を図ってまいります。

また、近年、不登校の生徒が増加する中、区はこれまで、一人ひとりの状況に応じた支援として、社会性を育む「さざんかステップアップ教室」の運営などに取り組んでまいりました。今後は、こうした取組に加え、生徒の多様な教育機会の確保を図るため、学習意欲や社会的自立を行ってまいりますが、令和10年4月の開設を目指し、「学びの多様化学校」の整備を進めてまいります。

さらに、教育委員会事務局では、大きく変化する教育環境を的確に捉え、中長期的視点から戦略的に教育行政を推進するため、組織改正を予定しています。

具体的には、誰一人取り残さない包摂的な教育の実現に向けて、特別支援教育とさまざまな相談機能を一体的に担う「多様な学び支援課」を設けます。また、地域も含め「みんなが共に教育を創る」という考えのもと、区民一人ひとりの学びを支えるとともに、地域と協働して学校を支える「共創教育担当部」を設けます。教育行政については、渋谷教育長のもと教育委員会が進める取組を区としてもしっかりと支え、教育委員会と一体となって前に進めてまいります。

続いて、「防災・みどり・地域」に関する取組についてご紹介します。

はじめに、避難生活が少しでも安心できるものとなるよう、震災救援所等の備蓄品の充実や、生活が困難な方のための支援体制の整備に関する取組についてです。

区では、災害時のトイレ対策を重要な取組の一つと位置付け、これまで対策を講じてまいりました。令和8年度は、避難の長期化を想定し、プライバシーがより配慮された組立式個室トイレについて、複数年で実施するとしていた配備を単年度で集中的に実施し、65カ所すべての救援所で完備してまいります。また、災害級ともいえる猛暑の中での発災に備え、各救援所に1基ずつスポットクーラー等を配備するなど、避難生活の質の向上に向けて取組を加速化してまいります。

さらに、新たに区内7カ所の第二次救援所に、妊娠中または産後間もない女性や乳児が、落ち着いて過ごすことができる母子専用の環境を整えます。一般的な避難スペースでは、授乳や乳児の泣き声などにより、母子ともに心身への負担が生じやすいことから、できるだけ周囲への気配りをすることなく落ち着いて過ごせるよう、プライベ

一トな空間や衛生環境の確保、粉ミルクや離乳食などの備蓄品を充実させるとともに、助産師会の協力をいただき、妊産婦や赤ちゃんの保健指導及び心身のケアの実施、授乳支援や各種相談が速やかに受けられる体制を確保してまいります。

続いて、みどりが暮らしの中に息づくまち杉並の実現に向けた取組についてです。

区では、地域に根付くみどりを守り育てながら、みどりの持つ多面的な機能を都市の防災性向上や生物多様性の保全等に生かすとともに、区民の皆さんとともに未来へつないでいくことを目指しています。

こうした考えのもと、まずは、屋敷林などのまとまった保護樹林を区民共通の財産として将来世代へ引き継いでまいります。所有者の皆さまが年に数回行っている剪定について、剪定した枝の処理費を区が補助します。それが循環型社会の一助となるために、再資源化処理施設への搬出を促し、チップ等のリサイクル循環を作ります。

また、保護樹木等の所有者から、維持管理に係る負担についてのご意見も寄せられていることから、所有者の皆さまの声を伺いながら、制度改善に向けて見直しを進めてまいります。

続いて、地域を支えてくださる中小企業や商店街の皆さまが、安心して力を発揮し、新たな挑戦にも踏み出せるよう、地域産業をしっかりと下支えする環境づくりについてです。

まず、中小企業への支援として、「(仮称) 杉並区中小企業等デジタル化推進事業助成金」についてです。中小企業等がデジタル技術を導入する際に必要な経費の一部を区が助成することで、デジタル化による業務効率化や新たな事業創出などを後押ししてまいります。あわせて、中小企業資金融資優遇制度を創設し、中小企業が融資を受ける際の利率を区が一部負担することで、人手不足への対応や環境負荷の軽減に取り組む事業者を支援してまいります。

次に、商店街に対する支援として、安全な環境づくりを進めるため、商店街が設置する装飾灯の維持管理を強化してまいります。区内の装飾灯の半数は 20 年以上が経過し、老朽化による破損や落下のリスクが高まっています。そこで、令和 8 年度は、商店街が負担なく点検できるよう、点検費用と損害賠償保険料を支援し、安全対策を後押ししてまいります。

続いて、地域の担い手に若い世代の参画を促しながら、住民同士のつながりを育んでいく取組です。

現在、町会・自治会では、役員の高齢化や担い手不足、新規加入者の減少といった課題が深刻化しています。今後、活動を活性化し、若い世代を含めた多様な参画につなげていくためには、デジタル化の取組を進めることが重要と考えています。そこで令和 8 年度は、10 団体を対象に、電子回覧板や資料共有など、情報伝達・共有を効率化できる運営支援システムを試験的に導入し、効果を検証しながら、本格導入に向け

て検討を進めてまいります。

ここまで、主な取組について分野ごとにご紹介してきましたが、これらの取組の推進力を高め、加速化していくための基盤となる2つの取組についてご紹介させていただきます。

一つ目は、DXの推進による区民サービスの向上についてです。

区民ニーズが高い行政手続きのオンライン対応について、令和8年度中に、法令上の制約がある手続きを除いた区の全ての手続きを、オンライン申請が可能となるよう、取り組んでまいります。これに合わせて、行政のさまざまなデジタルサービスを集約したポータルサイトを新たに開設します。このサイトでは、AI技術を活用し、区民一人ひとりに必要な手続きやサービスを分かりやすく案内するなど、目的の情報に迷わずたどり着けるデジタル環境を整えてまいります。

また、キャッシュレス決済が日常的な支払い手段として広く浸透する中、区立自転車駐車場の一部や、金銭のやりとりが多い窓口を中心にキャッシュレス決済が可能な環境を整えていくほか、区役所に来なくても用件が完結できるよう、オンライン上で決済ができる手続きを増やしてまいります。

さらに、デジタル技術の進展が著しい今日において、行政サービスのDX化をさらに発展させ、区民の利便性向上を図っていくためには、変革をリードする区職員の存在が欠かせません。そこで、令和8年度は、DXに意欲のある職員を支援するDX推進サポーター制度の創設や、各職層に応じた研修の実施、また、デジタル技術の活用に取り組む余裕のない部署に対しては外部事業者も活用しながら業務改善を後押しするなど、全庁横断的なDXを加速させてまいります。

最後に、エンゲージメント向上の取組についてです。

令和7年度に実施したエンゲージメント調査の結果を踏まえ、この間、若手職員を中心とするプロジェクトチームが、職場の課題や改善の方向性について検討を重ねてきました。チームからは、区役所でのキャリアをより描きやすくするための提案や、ワーク・ライフ・バランスに関する意見など、幅広い視点から多様な提案が寄せられています。こうした提案を踏まえ、令和8年度も引き続き検討を進め、実現に向けた準備を進めてまいります。

この取組に先駆け、令和7年度の情報インフラ再構築とともに進めている執務環境の改善については、職員の働き方がデジタルを中心とした効率的なワークスタイルへと変わりつつあることを踏まえ、今後、さらにペーパーレス化を推進し、新たに生まれたスペースを活用することで、狭あいな執務環境の改善や会議室不足の解消を進めてまいります。

職員のエンゲージメント向上は、継続的に取り組むべき重要な課題です。今後も、職員が主体的に議論し、組織の力を高めていける場を整え、「良い組織が良い仕事を

つくりだす」という好循環の実現につなげてまいります。

以上、令和8年度当初予算案の概要と、主な取組についてご説明させていただきました。私からの説明は以上になります。

続いて、皆さまからのご質問にお答えする時間にしたいと思います。

### 広報課長

それでは、ここからは皆さまからのご質問をお受けいたします。ご質問の際はこちらからご指名の上、マイクをお渡しいたしますので、まず社名とお名前をおっしゃってください。それではご質問のある方は挙手をお願いいたします。

### 記者

フリーランスの亀松です。保護樹林の支援策についてお伺いしたいと思います。まず現状の保護樹林制度について、どのような問題があるかという区長の認識ですね、どこに課題があるかというのをお伺いしたいと思います。それから今回支援策として剪定の処理費用の一部を区が補助となっているのですが、これ予算が計上されていますので、1件あたりの目安の金額等があるのかなと思うのですが、具体的に所有者はどういう補助を受ける、金額的な補助を受けられることができるかということですね。あともう1点だけすみません。制度の見直しについても言及されていますが、これは補助金をあげるということがメインに考えられているのでしょうか。他にも何か改善の方向性があればお伝えください。

### 区長

はい、保護樹林についてのご質問にお答えします。まず課題点ですけれども、杉並区のみどりを守るというのは大変重要な課題の中で、杉並区のみどりはまず民有地が多いということで、主に屋敷林の所有者の皆さまがそれを担ってくださっているのですが、今まででは保護樹林、剪定された樹林に対する一定の補助がございました。ただその金額では樹木を維持するのが大変難しいという問題意識を聞いておりましたので、樹林のことは後で申し上げますけれども、まず剪定、数年に何度かやらなければいけない、この剪定とその処理について区が担うことによって、持ち主の皆さんの支援をしたいというのが今回の趣旨です。課題というのは、まさにこの保護樹林が相続などによって維持が難しくなって、結果として杉並区の大切なみどりが減ってしまうという大きな課題がございまして、これを持ち主の方だけに背負っていただくのではなく、もちろんこれは持ち主の方の所有でございますけれども、これを区民みんなで守っていくという気持ちで、守っていきたいというのが今回の趣旨です。剪定の上限は一件につき5万円となっております。2つ目なんでしたっけ？

### 記者

保護指定制度自体を見直すという方向性ですね。

区長

これが議論を始めているところですけれども、今はこの樹林について、先ほど言ったように、その木についていくらというふうになっているのですが、これが金額的に足りないのではないかということもありまして、これをどのように支えていくのかという剪定枝の処理、回収だけではなくという見直しを進めているところです。他にもということですが、それが他にもというところに入ると思っています。

記者

ありがとうございます。

広報課長

それではお次の方どうぞ。

記者

新聞赤旗の林と言います。この冊子の 11 番の介護保険の円滑な運営に向けた取組について伺います。この介護事業者・介護職員等に対する支援で独自のものをされるということで、令和 7 年の実態調査も参考にとおっしゃっていたのですが、この調査から分かったことと、それが今回の支援策にどう結びついたのかを教えてください。2 点目に、臨時的とのことでしたが、期間の定めについて教えてください。あと、補助の対象になる人数が今の時点で分かれば教えてください。

区長

介護事業者の支援、それから介護職員の支援に対する取組についてです。これは全国的な課題でもございますけれども、先ほど申し上げたように、まず介護に携わる方の給与が低いということです。それから居住支援というのがあるのですが、若年層の支援ということは大変重要ですが、経験のある方がその後も働いていただく環境を整えなければいけないということが分かりました。この調査はもちろん大切ですが、事業所との綿密な意見交換や現場での声を丁寧に聞き取って、こういった施策を考案したところです。介護事業所というのは、デジタル化による効率化を支援していくなど、それは前回の補正予算で出しましたけども、さまざまな方面からの社会的な支援というのが必要だと思っています。それは言うまでもなく、介護事業所の倒産が昨年過去最大となりましたが、こういったことを考えましても、社会全体で支えていかないと介護を受ける人が困ってしまうという、如実にそういった問題に直結しますので、人材不足も明らかです。もう一つ調査から分かったことは、人を募集するエネルギー、非常にたくさんお金もエネルギーもかかるということで、ここを重点的に支援していきたいというのが今回の取組の特徴です。それから期間の定めですが、これは居住支

援についてだと思いますが、本来私たちはこういった期間的な支援というのは、国の対策として全国的に行うべきものだというふうに考えております。それでもこの緊急的な事態に対して、区として主体的に取り組むという姿勢を予算に反映させたのですけれども、先ほど言った居住支援も、広域自治体もしくは国で実現した場合には、これはそちらの方に移行していくのかなというふうに思っております。それから対象者の数ですけれども、数については、所管の課長に聞いていただいてもよろしいでしょうか。

記者

ありがとうございます。

広報課長

それでは他にご質問のある方、挙手のほうをお願いいたします。

記者

NHK の西澤と申します。よろしくお願ひいたします。擁壁の安全対策のことでお伺いしたいんですけども、今日公開されている予算事業の詳細のところを見ると、擁壁の安全対策として 1 億 1,181 万円なんですけれども、こちらの紙で配っていただいた方が、6,650 万円の予算になっていまして、擁壁の安全対策について、総合的に確認したいというかお伺いをしたいなと思って。今日公開されている PDF の方では、もうちょっと予算額が大きくなっていたので、全体を知りたいなと思って。

区長

その数字の違いについては、後で正確な数値を申し上げたいと思うんですけども。擁壁の安全に関する全体像ということですので、こちらについてお答えしたいと思います。まずご存じのように、昨年堀ノ内でありました擁壁の崩壊をうけまして、早急な制度設計を進めてまいりました。まずは緊急点検をして、その後、皆さん的安全性に対して危機感を持っているときに、なるべく多くの持ち主の方に点検をしてもらいたいというのがあります。そこでアドバイザーの派遣を行うということです。さらにその後、擁壁の改築や改修をしようと思った場合に、これが一体いくらかかるのか、どういった設計をするのかということも持ち主にとっては大きな負担となりますので、擁壁の設計について設計費の助成による支援を行うということです。さらに、擁壁を改修・改築するにあたってかかるお金、この助成を行っていくという、大きく言うと 3 段階の方法で、区内の危険な擁壁の解消に努めていきたいというふうに考えております。

最初のところなんですけれども、前回の記者会見で申し上げたんですけども、通学路および避難路においては、擁壁の調査を全区的に行います。0.8 メートル以上の擁壁ですけれども。これが計上されているか、されていないかという違いだというこ

とです。

記者

ありがとうございます。アドバイザーの派遣は一足早く始めていたと思うんですけれども、早速利用されているのか、どんな状況なのかお伺いしてもよろしいでしょうか。

区長

はい、早速利用されていると聞いております。あわせて言いますと、このアドバイザー支援ができる前に擁壁の改修に取り組んだ方においても、今回助成の対象とします。何件ということは、現在値の数は手元にないのですけれども、それは所管に聞いていただきたいと思いますが、先日、町会の新年会に伺ったときに、早速申し込みましたという方のお声も聞いていますので、かなりというか数があるかと思います。

記者

ありがとうございます。

広報課長

続いてご質問ある方。

記者

地域新聞のすぎなみ ace の中田と申します。3点ほどお伺いいたします。まず、児童相談所についてですけれども、非常に専門性の高い人材の確保がどこでも課題になっている問題かと思いますが、いよいよオープンの年になりますけれども、その点の確保の進み具合といいますか、杉並区としては問題なく人材を集めて対応できる状態ができているのかというところをまずお伺いしたいと思います。

2点目としては、学童の待機児童が今大変多いという問題、杉並区で話題になっておりますが、今回民間の施設も活用してというのが書かれておりますけれども、その民間の施設というのはどういうところをイメージして、具体的にどのようなことを考えて予算化されているのかということをお伺いします。

最後に、冒頭で今回実行計画、それから総合計画の折り返しの時点でもあるし、最終年度もあるしというご説明もありましたが、今年度6月に区長選挙も予定されておりますので、区長ご自身としての基本方針というか、この予算に向けてどういうところを、ご自分の思いを込められたのかというようなことがあれば、ぜひお聞かせいただきたいと思います。

区長

児童相談所の開設に伴う専門的な人材に関してです。これがまさに児童相談所の開

設に向けて、おそらく一番重要かつ困難な仕事の一つであったかというふうに思っています。数年をかけて先進自治体への研修の派遣も行ってまいりました。そして他の自治体からこちらに来ていただいたり、そういった取組を数年にかけて行ってきた成果だというふうに言えると思うんですけれども、140 人体制での区立児相が実現することを、本当にこれは杉並区において重要な軌跡になると思っております。他区で、区立児相の設置が厳しいという判断をなさっている区がある中で、杉並区がここまで来れたということは、私は大変誇りに思っております。ですので、この人材の育成というのは長期的に取り組まなければいけないものです。杉並区では区立児相の開設を一つの大きなきっかけとして、子どもの支援のみならず、福祉に携わる福祉職員の長期的な育成計画というものをすでに昨年策定しておりますけれども、この区立児相の経験値を他の福祉分野にも生かす、福祉の人材、職員の長期的な育成ということに、これからも大変大きな力を注いでいきたいと考えております。

それから学童の待機児童が増える中で、これも緊急性がある課題だと認識しております。区立施設を利用するというのは、最初にまずもってやらなければいけないことなんですけれども、それでもちょっと間に合わないという状態も起きている地域もございまして、そういった地域を選定した上で、できるだけ学校の近くに、そしてやはり結構広さが必要となりますので、そういった1フロアで広い場所があるという場所を探さなければなりません。こういった条件が整うところを今選定中ということで、民間施設を活用した2館をまず探していくということになります。そしてもう一つ、これは民間施設を探す中で一つ活用可能な区有施設ということも見えてきましたので、令和9年度になりますが、こちらの整備も進めていくことになります。いずれにしましても、杉並区の学童の待機児童の対策は、今までと同様早急にしっかりと進めていきたいということでございます。

予算に込めた思いということで、今日申し上げたこと以外でも全てが大切なんですけれども、あえて今回4つのテーマに絞ってお知らせしました。その中で特にということになりますと、私としましては、今話題になりました児童相談所の開設がとても重要だと思っておりまし、もう一つは学校教育を支える支援体制です。保護者負担の軽減ということもやらなければいけない課題であると認識はしているんですけども、あえて学校の教育環境、先生方、そして学校そのものを支える専門的な支援を充実させたのは、先生方の働き方の改革ということが本当に急務だということ、そしてそれなしに子どもの幸せな教育ということに対して、先生が集中する時間となるべく作りたいという思いで、このたびスクールカウンセラーや学校を支援していく弁護士の先生の配備など、そういったことに力を入れていくという、あとは特別支援の人材をきちんと配備していくということに一番思いを込めたかなというふうに自分としては思っております。

広報課長

それでは次ご質問ある方。

## 記者

東京新聞の佐藤といいます。よろしくお願ひします。多文化共生基本方針の具体的な取組についてお尋ねをしたいんですけども、方針が制定されたのが去年の1月ということで、その時と比べても外国の方の状況というのは、世の中の言説も含めてずいぶん変わってしまっているのかなと思うんですが、今の時代にこういった取組をされる意義について、区長のお考えをお聞かせいただけますでしょうか。

## 区長

ご指摘のように、私が就任したのが3年半前ですけれども、この3年半でいろいろな意味で社会の状況が大きく変わっていることの一つでもあるかと思うんですけれども、そういうことに先んじてと言いましょうか、多文化共生基本方針を制定して、区内で生活している外国籍の皆さん、子どもたちも含めて、安心して共に地域の中で共生していくという方向性を区として打ち出せたということは、私は大変心強いことだと思っております。その中で具体的に何をしていくかということが、やはり一番大切なわけでありまして、先ほども申し上げたんですけども、偏見に基づく差別や、それからいろいろな情報が飛び交う中で、ソーシャルメディアの空間などでいろいろ言われていることなどもあって、全体的な心配が増しているという面もあろうかと思うという状況の中で、地域社会においては顔の見える関係、そしていろいろな文化を共有する日本の文化ももちろんそうですし、多様な文化を共有するということで、その豊かさというのを体感する、実感するということが何よりも重要だと思っております。この基本方針の実装というところでは、もちろん学習の機会を増やすこととか大変重要なんですけども、それに加えて多文化共生キーパーソンの育成というふうに言っておりまして、行政と当事者、それから地域住民をつなぐ、コミュニケーションを円滑にしたり理解促進を図る、活動的に動いてくださっている市民、区民の方がすでにたくさんいらっしゃいますので、こういった方をより意識的につなげていく、支援していくことで、多文化共生基本方針の実装をしていきたいと考えております。

## 広報課長

そのほかご質問ござりますでしょうか。いかがでしょうか。

## 記者

読売新聞の浦上と申します。学校関係の部分で、選定療養費への補助制度の創設が23区では初めての取組ということでご紹介いただいたんですけども、杉並区で初めて創設するというのは、何かこれまでに学校から搬送されて選定療養費を徴収されるケースが多かったのか、そういう創設への背景をもうちょっと伺えればと思います。

## 区長

学校では首から上のけががあった時には、その重さの判断に関わらず、すぐに救急

車両の要請をしてくださいというふうに申し上げているんですけれども。結果として重症じゃなかった場合において、民間病院のすべてではないんですけれども、一部が選定療養費として、保護者に請求するというのがあるんですね。これについて、もちろん保護者からも課題意識というか、学校現場の方からも聞いておりました。これが一つの要因となって、救急車を呼ぶということを控えてはいけないといういろんな思いから、そういうことにならないように、学校だけではなく子どもに関連する保育園や子供園、子ども・子育てプラザ、児童館なども入りますけれども、こういったところでは躊躇なく救急車を呼んでいただきたいという思いで、そしてその費用について発生した場合には、区としてその分は負担するという、そういう趣旨で制定したものです。

記者

追加で、杉並区が初めてになったというのは、詳しくなくて申し訳ないんですけれど、杉並区以外の別の区でも選定療養費を徴収する病院はあるけれども、そこで先んじて杉並区さんとして取り組みした結果、初の取組になったという理解でいいですか。

区長

これは他の区や他の自治体がそれに続くかどうかは、今は分かりませんけれども、課題意識は現場ではあるのかと思います。基礎自治体の一つの強みだと思うんですけれども、学校現場だけでなく地域社会からいろいろな声を聞くということが、私たち基礎自治体でしかできないことですので。この件に関わらず、こういった課題が出てきたときに、不安や負担を解消できるかどうかというのは、やっぱり丁寧にどの施策についても進めるというのが、私たちの杉並区が目指しているところなので、その一つだというふうに私は考えております。

広報課長

次ご質問がある方。寺澤さんお願いします。

記者

朝日新聞の寺澤です。今の選定療養費の関連でお尋ねしたいのですが、実際、昨年費用を払われた方が、いわゆる 60 万円くらいの費用を払われているというデータから、これくらいの予算をつけたという理解なんでしょうか。

区長

選定療養費を何人の方が払っているかということの正確な把握というのはできないと思いますので、精密な積み上げというかどうかは分からないのですが、救急車を呼んだ数というのは分かりますので、それに基づいて算定していると考えます。

記者

ありがとうございます。趣旨としては、保護者負担を減らすというよりは、選定療養費があるから、現場で例えば学校の先生とか児童館の職員の方とか、救急車を呼ぶ

のをためらってしまうというようなところを防ぎたいというようなところが大きな趣旨なんでしょうか。

### 区長

そうですね、それが一番です。私は保護者の方と話すことが結構たくさんあるのですが、この場合にはどうなのとか、この場合はうちは払わなかつたとか、わりと差異があつたんですね。これは医療機関によって違うというところにも起因しているのではと思っております。私は払わなければいけなかつたみたいなことが起きることもあり適切ではないというふうに考えておりまして、私も調べたところでもあるのですが、いろんな思いが重なつて、結果として救急車が呼ばれなかつたために、例えば処置が遅れたというようなことになつてはいけませんので、子どもの安全を第一優先にすることを、このような制度の創設につなげました。

### 記者

ありがとうございます。もう一点お願いしたいのですが、介護事業者の支援についてなんですが、こちら5億4千万円で、新規になるんですよね。これはやはり、区内での人手不足が深刻化しているとか、そういうことが理由なんでしょうか。意義を改めて教えてください。

### 区長

もうそこに尽きると言つたらそれまでなんですが、保育園の保育士さんに関しても、皆さんご存じだと思いますが、保育士さんが不足して、国が保育士さんの住宅の費用を一部負担するというような取組も進んでいます。介護士さん自身の高齢化というのも非常に深刻です。これから介護報酬費の前倒しの改定ということに国としてはなつていていますが、これぐらい危機感があるわけですね。地方でも都市でも、都市ではまずそもそもの必要な数が圧倒的に多いので、私たち地域福祉の重要な要として、安心した地域でサポートを得ながら自分らしく暮らしていくというのが地域福祉の要ですので、ここには絶対に介護士さん、介護の専門的な方が必要ですし、こういった方がいることによって、家族も仕事を離職しなくて済んだり、介護の社会化という大きな構造的に必要なものがあるにも関わらず、やはりこれだけ介護士さんを続けていくことが厳しい、事業所を続けていくことが難しいという構造的な課題に対して、国がやるのを待つていてはいけないと思いました。自治体間で競争する類いのものではございません。それでも杉並区に住んでいる皆さんに少しでも安心して介護を受けられるように、介護をする方と事業者を支援していく、できる限りのことをしなければいけないという認識でございます。

### 広報課長

他にご質問いかがでしょうか。亀松さん、お願ひいたします。

### 記者

2度目ですが、フリーランスの亀松です。先ほど別の記者の方から、今回最終年度の予算という質問があったのですが、それに関連して、今年は区長選挙が予定されています。大和田区議が自民党の推薦で立候補する予定であると、そのような表明もされていましたり、前区長も街頭で演説する姿を最近見かけたりということもあったりするのですが、現時点でもちろん言えることは限られていると思うのですが、この任期を迎えると、選挙を迎えるということに関して、何か今おっしゃられることがあったらお伝えください。

### 区長

今回の当初予算という関連でまず言わせていただくと、これは本格予算となっております。もちろん年の途中に選挙があるということは明確ですが、本格予算を組みましたのは、区政の停滞を防ぐという観点から、これが必要なことだと思いまして、そのようにいたしました。そして、区政を取り巻く状況や課題を踏まえて、滞りなく対応する、区民生活を守るために必要だという判断でそうしております。私自身のことですが、区長選に関しては、来週木曜日から第1回定例会が始まりますので、その中で明らかにしていきたいと考えております。

### 広報課長

そのほか、いかがでしょうか。おおむね1時間来ておりますが、できるだけご質問をお受けしたいと思いますので、もしご質問がございましたら遠慮なく挙手のほうをお願いいたします。

### 記者

新聞赤旗の林です。多文化共生キーパーソンの育成について、参考にした自治体、先行事例などはありますでしょうかというのが1点と、障害者の社会参加等を支える体制の充実につきまして、移動支援事業の要件見直しに結構な予算がついていると思うのですが、これは人件費が増えたという理解でよろしいでしょうか。

### 区長

多文化共生キーパーソンについてです。他の施策もそうなんですけれども、さまざまな自治体の事例を参考にするというのはもちろんあることですし、私は大切なことだというふうに思っています。先行自治体は結構たくさんありますし、私が知っている限りでも、例えば静岡県下の自治体の取組は、私自身は参考にしていますし、所管もいろいろ調べているところだと思います。ただ、やはり杉並区の中で施策を作っていくということにおいては、多文化共生の懇談会がございますので、こういったところで、この地域においてどういうふうにやっていったら一番いいんだろうかということは、庁内の横断的な相談をするグループもありますので、こういったところの議論と地域の方々との議論というのが一義的には一番大きいかと思います。

2つ目の障害者の移動支援についてです。こちらは大きな見直しとなりました。障害がある方が、社会、まちの中に出たいと思うときにできるだけ出て楽しんでいただきたいということがその中心にございます。今までの移動支援のサポートというのは、大変細かい規定がございまして、すごく細かくお知りになりたい場合は所管とぜひお話ししていただきたいんですけども、大きく言いますと、今までの支援というのは

非常に重い障害がある方、自分では移動が大変困難な方がメインの対象者でした。もちろん知的障害がおありの方、精神障害がおありの方も移動支援事業の中に入っていますが、その要件をまず広げていくということ、身体不自由で障害者手帳をお持ちの方は誰でも事業を使えますよというのが、これが大きな改定です。それから、ガイドヘルパーさんは人材不足ということも大きな問題になっています。これは処遇の話がありますので、この処遇をしっかりと上げていくこと、ガイドヘルパーさんになろうと思う人を増やしていくかなければなりません。これが大きな2点目です。さらに障害がある方が事業所に行くときの移動支援、こちらも含めてまいります。さらに、障害者の通所事業所、いろんなサービスを行っていただいておりますけれども、こちらが移動支援に参入しやすくする、こういった改正もしております。トータルで大きく言いますと、今回大きな予算編成となりましたのは、対象者が増えることによって、そして担い手に対する処遇が増えることによるところが一番大きいというふうに考えてています。

広報課長

そのほかご質問いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それではこれをもちまして、区長記者会見の方を終了とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

区長

ありがとうございました。